

30石監第36号
平成31年4月16日

殿

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 安倍太郎

住民監査請求について（通知）

平成31年3月6日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に基づき提出された住民監査請求については、提出された書類を慎重に審査した結果、下記の理由により却下が相当であると決定したので、その旨通知します。

記

1 請求の要旨

平成23年4月～8月にかけて発生した「瓦礫詐欺事件」につき、平成31年第1回定例会において、詐欺被害金額中、取り戻し不能金額を「5242万6千円」と算定し、当該金額を環境省東北事務所に「自主返還」することを決めた。

亀山市長は事件発覚以来、本件詐欺罪の構造と核心を見もせず、事件全貌の把握を意図的に怠った。刑事訴訟法230条「犯罪被害者は告訴が出来る」～同法239条第2項・「官吏・公吏はその職務執行上犯罪の事実があると思料するときは告発しなければならない」（公務員の犯罪告発義務）と規定する。

石巻市は犯罪の被害者である、同時に市長は総括代表権者として石巻市の利益を第1義的に擁護する特別な地位にある。告訴はしない、できない、況や告発は？これもしない・・・では何をしたか？

ひたすら傍観していたに過ぎない。このような順法精神欠如、刑訴法239条第2項公務員の犯罪告発義務違反、更には徒に犯罪者への時間の利益を享受させて、警察の被害届

要請（平成26年10月23日）にすら抵抗を試みた傲慢、無知さ加減、このような特別職公務員にあるまじき態度は犯罪者に対する事後的幫助とも解釈可能である。

意図的な不作為は、その後の刑事訴追を遅らせ、犯罪被害回復を遅らせ、犯罪者が不法領得した金銭を隠匿・費消する十分な時間を与え、遂には被害金額の5740万円のうち「5242万6千円」もの回復不能額を発生させた。

市長給与20%削減程度で赦される問題ではない。当該損害額は亀山市長故の極めて個性的な性根に基づく損害であり、犯罪者伊藤に代わりその損害を石巻市が負担するのは市民感情が絶対に承服・納得しない。亀山市長が私財を以て損害賠償すべきである。

亀山市長が損害を補填する措置を請求する。

2 却下の理由

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

本件請求において請求人は、災害廃棄物処理業務にかかる詐欺事件において、石巻市長は刑事訴訟法第239条第2項の公務員の犯罪告発を意図的に遅らせたと主張しているが、告発に関する事務については、法第242条第1項に列挙するいずれの財務会計上の行為又は怠る事実にも該当しないため、要件を具備しているとは認められない。

よって、本件請求は請求要件を欠いて不適法であるので、これを却下するのが相当であると判断する。